

公益財団法人世田谷区産業振興公社役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成22年10月25日
公社規程第8号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人世田谷区産業振興公社（以下「法人」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義及び報酬の適用範囲)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、法人を主たる勤務場所とし週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）の経費をいう。

(報酬の額及び支給)

第3条 法人は、役員等には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。ただし、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、世田谷区の職員の身分を有する役員等に対しては、報酬等を支給しない。
- 3 常勤役員の報酬の額は月額とし、別表第1に定める一人あたりの年度総額の範囲内で評議員会において定める。
- 4 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表第2に定める額の範囲内において支給する。
- 5 評議員の報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内で、別表第3に基づき支給する。
- 6 常勤役員には、報酬とは別に期末手当及び交通費相当額を通勤手当として支給することができる。

(新たに就任したときの報酬)

第4条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支払い、報酬額に異動を生じたときは、その日から新たに定められた報酬を支払う。

- 2 前項の規定により報酬を支払う場合であって、月の初日から支給するとき以外のときは、その報酬支払額は、その月の現日数から週休日（公益財団法人世田谷区産業振興公社就業規程（平成18年4月公社規程第1号。以下「就業規程」という。）第34条に規定する週休日をいう。）を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。

(退任時の報酬)

第5条 常勤役員が死亡したときは、当該死亡した日の属する月の報酬全額を支払う。

2 常勤役員が死亡以外の事由により退任し、又は解任されたときは、当該退任し、又は解任された日までの報酬を支払う。この場合において、その支払額は、その月の現日数から週休日（就業規程第34条に規定する週休日をいう。）を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（職員給与規程の準用）

第6条 報酬の支給方法、支給手続その他の事項については、この規程に定めるものほか、公益財団法人世田谷区産業振興公社職員給与規程（平成18年4月公社規程第3号）の規定の例による。

（費用弁償）

第7条 役員等が職務の遂行に伴い発生した旅費（宿泊費）、交通費等の経費については、報酬日額を支給した場合を除き、その費用を支給することができる。

2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料並びに外国旅行の場合における渡航手数料とする。

3 旅費の額及び支給方法は、職員に支給する旅費の例による。ただし、宿泊施設が指定され、かつ、職員に支給する旅費の例により算出される金額を超える宿泊料金を必要とする場合における宿泊料は、当該宿泊料の額とする。

（公表）

第8条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 財団法人世田谷区産業振興公社役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月5日から施行する。

附 則

1 別表第1の改正規定は、令和5年12月14日から施行する。

2 別表第1の改正規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬等は、改正後の規定による報酬等の内払とみなす。

附 則

1 別表第1の改正規定は、令和6年12月6日から施行する。

2 別表第1の改正規定は、令和6年4月1日から適用する。

3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬等は、改正後の規定による報酬等の内払とみなす。

附 則

1 別表第1の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 別表第2の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 別表第1、2の改正規定は、令和7年12月5日から施行する。

2 別表第1の改正規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規定による報酬等の内払とみなす。

別表第1 常勤役員

役職名	報酬月額	年度総額 (期末手当含む上限額)	摘要
副理事長	572,800円	9,260,000円	世田谷区の職員の身分を有する者を除く
常務理事	436,100円	7,050,000円	世田谷区の職員の身分を有する者を除く

年度総額には、通勤手当は含まない。

別表第2 非常勤役員

役職名	報酬日額（一人あたり）	年度総額（合計）	摘要
理事	20,000円	1,680,000円	世田谷区の職員の身分を有する者を除く
監事	20,000円	240,000円	世田谷区の職員の身分を有する者を除く

別表第3 評議員

役職名	報酬日額（一人あたり）	年度総額（合計）
評議員	20,000円	1,440,000円